

都労委闘争NEWS

第6号

06年11月28日

発行：東京清掃労働組合 都労委闘争勝利対策委員会 編集：染 書記次長

〒 102-0072 東京都千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ4F

TEL：03-3237-9995 FAX：03-3237-4541

http://www.tokyoseisou.or.jp E-mail：honbu@tokyoseisou.or.jp

11月22日の都労委調査を踏まえ、清掃部長会に対して

「『平成18年度年末年始作業日等について（提案）』に対する申し入れ」を実施。「早急な各区の判断を求める」

11月22日の都労委調査において、区長会側は「『協議・調整の場』で具体的課題を協議すること」を表明しました。

喫緊の課題として、年末年始作業日等に関する統一交渉での回答後の各区段階での協議がありますが、統一交渉が維持されていた3月28日に区長会側から受けた提案を未だに返せず、各区における協議に入れられない状態にあります。このままでは、年末年始作業が大きく混乱することになりかねません。かかる事態を避けるためにも11月22日に都労委で表明された「具体的な課題についての協議」を清掃部長会に申し入れてきました。

しかし、清掃部長会正副会長からは「私たちは、そういう権限を任されていないし、判断する立場にもない。」と、相変わらずの消極的な姿勢に終始していました。

わが組合は、「都労委で表明された区長会側の意思と違う。」「このままでは年末年始作業に混乱が生じかねない。」「統一交渉で受けた提案である以上、統一的に回答せざるを得ない。清掃部長会として（たとえ交渉の場ではなくても）一括して回答を受けるべき。」と、その消極的な姿勢を糾してきました。

例年、年末年始作業日等に関する回答交渉は、

作業にあたっての基本的事項（安全作業の最優先、等）の申し入れを各区に伝えることを前提に、「提案を了解する」旨の回答をしています。

わが組合は「11月28日に予定されている清掃部長会の前に『申し入れ』をするので、各区の部長に判断を求めてほしい」と申し入れました。最終的に小林 部長（清掃部長会会長/港区）と伊東 部長（一組、施設建設部長）が『申しれ』を受け取ること了承し、この日の申し入れが実現しました。

小林 部長からは「これは交渉の場ではない。」「申し入れは受けるが、申し入れを踏まえた回答は各区でお願いしたい。」ということが言われました。

今回の『申し入れ』については、例年行っている基本的な事項ばかりです。拒否をする理由は全くありません。申し入れを了解する区に回答を返し、早急に各区段階における協議に入れるように手続きを進めます。

小林 清掃部長会会長は、「回答は各区でお願いしたい」と言っていますが、統一交渉で受けた提案は統一的に返すことが筋です。清掃部長会における判断を踏まえた上で、引き続き統一的な対応を図ることを求めています。

2006年11月28日

〇〇区長

〇〇 〇〇 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 西川 卓吾

「平成18年度年末年始作業日等について（提案）」に対する申入れ

日頃の区における資源循環型清掃事業の確立に向けたご努力に敬意を表します。

さて、清掃事業において年間を通じてごみ処理の最大の増量期である年末年始の作業日などについては、例年ですと年間作業計画の推移を見つつ、10月初旬から中旬に統一交渉で提案を受け、年末年始期間の作業日や年末年始作業基準などを11月初旬に頃を目途に労使合意をし、各区・一組交渉において具体的な年末年始作業計画を確定し、準備作業などが進められてきているところです。

今年度の年末年始作業日などの取扱いについては、2月16日の清掃事業関係統一交渉小委員会において、「平成18年度年間作業日について（提案）」を受け、了解しました。

しかし、3月28日の清掃事業関係統一交渉小委員会において「平成18年度年末年始作業日等について」の提案を受けたところですが、平成18年度作業を実施する中で、特に可燃ごみの積載率の見直しによる作業状況の経過や現実性に欠ける一部清掃工場の炉停止などを十分に勘案し見極めたうえで、提案に対する判断及び回答については時期を見て行うこととしました。年末も間近に迫った現在も「平成18年度年末年始作業日等について」は、残念ながら労使合意に至っていません。

一方、東京都労働委員会の要望書に基づき設置されたわが組合と清掃部長会との協議・調整の場及び11月14日の区長会総会でも、緊急を要する課題として①来年度作業計画の策定、②18年度年末年始作業の二点についての対応を皆さんにお願いしてきたところです。しかし、非常に残念なことに、清掃部長会正副会長との協議・調整の場において「対応することは困難である。」との考え方が明らかにされ、緊急に「平成18年度年末年始作業」に関する申入れを各区長宛に行ってきたところです。

こうした状況の下、11月22日に東京都労働委員会調査日を迎え、現在の協議・調整の状況について問われ、具体的な項目の協議までに至っていないことや各区長への要請行動を実施していることのわが組合の報告に対し、藤田公益委員からは、「努力して要望書をまとめた。協議・調整の場は維持させていきたい。具体的協議が進むよう求めてみましょう。」と表明され、使用者委員からも、「年末年始が迫っている中で、全体の調整がなくて混乱しないか」と、協議・調整の現状への懸念や年末・年始作業への不安の意見も出されたところでもあります。この組合側調査の際に、都労委への区長会側の説明は、「具体的課題の協議には応じる。交渉ではないが引き続き協議・調整は行う。年末年始の回答は各区に返してほしい。全体の調整については、必要であれば協議・調整の場で具体的に話し合いたい。」と、明らかにされました。

わが組合は、「平成18年度年末年始作業」について東京都労働委員会の「要望書」の重みを鑑み、10月22日調査での区長会側代理人からの「全体の調整については、必要であれば協議・調整の場で具体的に話し合いたい。」との一歩踏み込んだ対応を真摯に受け止め、区長会の「互譲の精神」に則り、現在の状況を打開することが労使双方の責務と判断しました。従いまして、以下の申入れに対する

各区・一組の対応に、清掃部長会との「協議・調整の場」を窓口として各区・一組に対する回答を返していく所存です。

年末年始作業を混乱なく安全に進め、年末の繁忙期に区民の生活環境が清潔に保たれ、区民が安心して新年を迎えるためにも、労使合意が必要不可欠であり、本申入れに対し誠意ある対応を是非ともお願いするところです。

記

1. 平成18年度年末年始作業基準について

- (1) 各区・一組において別途策定する「平成18年度年末年始実施作業計画」については、組合要求を踏まえ十分な労使協議及び労使合意に向け誠実に対応すること。また、安全作業を最優先し、ごみ増量計画に見合った予算措置を講ずること。
- (2) 各部門において、状況により作業を延長することができるとしているが、労使確認のうえ延長すること。
- (3) 週休日出勤などの規模等については十分な労使協議を行うこと。
- (4) 年末年始期間中については、過去に悲惨な死亡事故も発生していることから安全対策や事故防止策などの徹底を図ること。
- (5) 例年12月から1月にかけては車両火災の発生件数が最も多く、特にごみ増量となる年末年始期間中は、発生頻度が高くなることから区民周知や防止対策などの徹底を図ること。
- (6) 突発的な事故や交通事情による搬入遅延など様々な状況に即応できる連絡体制を清掃事務所、搬入先（工場、中継所・作業所、分別センター、埋立）間で確立すること。また、組合に対しても情報提供を行うこと。

2. 収集部門について

- (1) 各区における年末年始作業実施計画については、安全作業を最優先し、ごみ増量計画に見合う対策車及び余裕を持った人員を確保すること。
- (2) 突発的な事故や交通事情などにより収集作業に支障をきたす場合は、作業延長により対応するが、安全作業の確保からも日没までとすること。
- (3) 各搬入先との連絡体制を徹底し、安定搬入を確保すること。
- (4) 粗大収集の配車計画（年末12月28日まで）及び日曜収集実施地域計画については、職場実態を踏まえ支部と十分協議すること。
- (5) 12月29・30日の資源回収の搬入計画については、搬入先業者の休業などが予想されることから支部と十分協議すること。
- (6) 12月31日の主要繁華街（休日繁華街作業実施地域、毎日収集により早朝作業を実施する地域、各区が必要と認める地域）作業計画については、支部と十分協議すること。尚、出勤時間については、休日繁華街と同様とすること。
- (7) 年末年始期間の各日曜については、休日繁華街地域のごみ増量となるため支部と十分協議すること。
- (8) 早朝作業（台東）については、職場実態を踏まえ支部と十分協議すること。
- (9) 庁舎管理職員についても、30日まで出勤できるようにすること。
- (10) 再雇用職員の処遇の改善をはかること（29日以降の補償、繁忙手当など）。

3. 清掃工場・作業所・中継所部門について

- (1) 清掃工場の連続焼却については、提案されているアウトソーシングの交渉状況を見極め判断することとする。
- (2) 対策期間中のごみ搬入量の増量に伴う必要人員については確保すること。
- (3) 収集作業の延長などによる搬入受付の延長については、安全作業を確保し、清掃事務所などとの連携・調整を徹底し対応すること。
- (4) 昼休みの搬入は行わないこと。また、搬入を前提とした計画は絶対に作らないこと。
- (5) 最終搬入車の連絡については、清掃事務所などとの連携を図るとともに徹底すること。

4. 運転部門について

- (1) 年末年始作業計画及び対策車の計画は日常計画を基本とすること。
- (2) 安全作業の観点から過積載防止に向け積載基準に基づく計画を組むこと。
- (3) 突発的な事故などへの対応として、対策期間中は人員に余裕を持たせ、予備員及び予備車を必ず待機させること。
- (4) 祝日等のLPG、CNGなどのスタンドを確保すること。

5. 事務部門について

- (1) 週休日出勤などを要する場合、本人の希望を優先させること。
- (2) 作業要綱などに基づく人員配置については、これに見合う超勤手当、休日給、特別勤務手当等、人件費予算を充分措置すること。

6. その他

- (1) 廃プラスチックモデル収集回収を実施している4区については、モデル地区との収集境界での混乱やトラブルなどが予想でき、事前の住民周知などを徹底すること。特に足立区については、収集曜日を変更しているため十分な対応をとること。
- (2) 埋立処分場への直接搬入計画については、環境局との連携・調整を図り対応すること。

以上